

飯田病院 院内壁面ギャラリー利用規程

1. 利用場所 外科系外来前・泌尿器科外来前・東棟廊下の壁面ギャラリー
2. 利用対象 個人、各種団体
3. 展示作品 写真、絵画、書など（陶器等のオブジェは不可）
病院に展示することを考慮し、療養環境を乱さない作品であること。
4. 利用制限 利用目的や展示作品が以下に該当する場合は、利用を断ることがある。
① 営利、政治、宗教活動などを目的とした作品
② 公序良俗に反した作品
③ 病院長が不相当と認めた作品
作品展示以外の広報や署名など一切の活動を禁止する。
5. 利用期間 4週間以内
6. 利用料金 無料
7. 設置・撤去 展示作品の設置・撤去作業は、利用者が主体となり平日の指定した時間帯に行うこと。
また、設置・撤去に係る費用は、利用者負担とする。
設置・撤去作業に際し、当院設備等に損失・破損などが生じた場合、当院は利用者に弁償を求めることができる。
8. 作品に対する責任
展示作品に、火災、地震、盗難その他の不慮の事故による損失、破損などが生じた場合、当院は責任の一切を負わない。
9. 申込方法 事前に申込先に電話連絡のうえ、利用申込書に必要事項を記入し可能であれば展示物を写した資料とともに提出すること。申込書受理後、病院担当者が展示希望者と面談、打ち合わせを行う。
10. 申込結果 申込結果については、院内で協議のうえ、担当より速やかに連絡する。
11. 申込先 〒395-8505 飯田市大通1-15番地
飯田病院 事務局企画室 壁面ギャラリー担当
TEL 0265-22-5150（代） FAX 0265-22-3988

（附則）

1. 本規程の改廃は、事務局企画室が立案し、事務局長が決裁する。
2. 本規程は、平成27年9月1日から施行する。